**誓約書**

公益財団法人 バロック村井博之財団

理事長 村井　博之　 殿

　　私は、貴財団の「公益財団法人バロック村井博之財団奨学生募集要項」および「公益財団法人バロック村井博之財団奨学金給付規程」の内容を確認し、理解し、同意した上で奨学生に申し込みをいたします。

１. 私は、貴財団の「個人情報保護方針」の内容を確認し、理解し、同意しています。

２. 私は、選考の結果、奨学生として採用されない可能性があることを理解しています。

また、選考の結果及び審査の内容に対して不服申し立てを行いません。

３. 私は、提出した書類の返却を求めることは出来ないことを理解しています。

４. 私は、奨学生として採用された場合は「公益財団法人バロック村井博之財団奨学生募集要項」および「公益財団法人バロック村井博之財団奨学金給付規程」に記載のとおり以下の義務が発生することを理解しています。

(１) 給付期間終了後2ヶ月以内に、書類を提出すること（成績証明書、生活状況報告書）

(２) 異動届出等の重要な事象が発生した場合には報告を行うこと

(３) 奨学生のため行なう行事について出席し、奨学生間の意識高揚、親睦に努めること

５. 私は、奨学生として採用された後、貴財団が奨学金交付の休止、停止、打切りまたは返還請求を行うことができることを理解しています。その場合、私は貴財団の決定に従う義務があり、この義務は奨学生としての活動を満了した後であっても継続することを理解しています。

６. 私と、私の保護者及び生計を一にする家族は、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員である者などの反社会的勢力ではないことを誓います。

私は、奨学生として採用された際は、貴財団の奨学金規程に従い、その責務を果たすことを誓約いたします。

　　　　年　　　月　　　日

氏名

自署押印 ㊞

一般財団法人バロック村井博之財団奨学金給付規程より抜粋

|  |
| --- |
| （奨学金の休止、停止、打切り）第９条　奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合は、理事長は奨学金の休止、停止または打切りを決定することができる。 （1）奨学金の申請書に虚偽の記載があった場合  （2）奨学生が奨学金の受給中に、休学、停学、留年及び退学した場合  （3）奨学生が本財団に対し指定された書類を提出しない場合  （4）本財団の信用を害した場合  （5）その他第２条に規定する奨学生としての資格を失った場合  （6）前各号の他、奨学生として適当でない事実があった場合 （奨学金の返還請求）第10条 前条の規定により奨学金の打切りを決定した事案について特に悪質と認められる場合で、下記事情のいずれかがある場合、理事長は選考委員会の決議を経て、支給した奨学金の一部または全部の返還を求めることができる。 　（1）申請書に虚偽の記載があり、かつ、当該虚偽記載が悪質である場合  （2）奨学生が留年または退学し、かつ、就学の態度が誠実でない場合  （3）奨学生の就学状況が著しく不良であり、かつ、その原因が奨学生に起因する場合  （4）奨学生が本規定のいずれかの条項に違反し、かつ、改善の要請にも拘わらず、改善され  　　ない場合  （5）犯罪、反社会的行為その他社会的な信用を失墜する行為を行った場合  （6）前各号の他、本財団の奨学金の趣旨に著しく反する場合 ２　既に奨学金の給付を満了した奨学生について前条の事実が発覚した場合、理事長は選考委員会の決議を経て、支給した奨学金の一部または全部の返還を求めることができる。３　本条の規定により奨学金の返還を求めることとなった場合、返還に要する振込手数料は奨学生負担とする。 |